

令和5年度 珠洲市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子・高齢社会の進展や家族構成の変化、人口減少、地域連帯感の希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく様変わりし、住民の抱える福祉ニーズは複合化・多様化している。

このような状況の中、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けるためには「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進しなければならない。小地域を基礎とした近隣の見守り・助け合いや福祉ニーズの発見・把握、災害時の対応等、小地域での互助活動がますます重要となっている。

珠洲市社会福祉協議会は地域社会の福祉推進を図ることを目的とする中核的な団体として、各種団体やボランティア、行政や関係機関、社会福祉法人等との「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮するために、これまでの感染症対策を継続し、地域共生社会の実現に向けて地区社会福祉協議会や地域住民とともに地域福祉、介護・生活支援サービス事業を推進するものとする。

また、組織の基盤を強化するために組織全体で人員を補完しあう柔軟な組織体制の構築や、職種にこだわることなく幅広く業務に携わるよう取り組みを強化する。職員の資質向上など職員の意識改革を図る。

2. 重点目標

1. 地域福祉活動計画事業の推進

本会が地域福祉の中核的な団体として事業を展開していく上で、より住民に信頼され必要とされる社会福祉協議会となるため、「第4次珠洲市地域福祉活動計画」(R5～R9)に基づいた事業を推進する。

2. 地区社会福祉協議会活動の支援

区長や民生・児童委員、各種団体を中心となり、地区内の福祉課題に自主的・主体的に取り組む地区社会福祉協議会に対して、活動費の助成や情報提供、連絡調整等の支援を行い、地区社会福祉協議会と協働して地域共生社会の実現に向けて理解や認識を深める。

3. 組織基盤の強化

組織体制や事業内容、人材育成や財政など組織の基盤を広範囲にわたり強化するとともに、「第4次珠洲市地域福祉活動計画」を円滑に推進するため、「第3次珠洲市社会福祉協議会組織基盤強化計画」(R5～R7)に基づいた事業を展開する。

また、経営管理体制の強化と組織の柔軟な協力体制の構築に取り組むとともに人事考課による職員の意識改革と資質の向上を図り、組織力を高める。

従来通り利用者の視点に立った質の高いサービスに努め、サービスの質の向上に努める。

3. 事業計画

《法人経営部門》

1. 法人経営の強化

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ①理事会の開催 | 年3回以上 |
| ②監事会 | 年2回以上 |
| ③評議員会 | 年2回以上 |
| ④経営責任者会議の開催 | 随時 |
| ⑤「地域福祉活動計画」推進委員会 | 年1回以上 |
| ⑥各種委員会の開催 | 随時 |
| ⑦「経営基盤強化」検討と進行管理 | 年1回以上 |
| ⑧災害時対応と事業継続計画委員会 | 年1回以上 |
| ⑨広報・啓発活動 | |
| ▶ 広報紙「社協だより」 | |
| 年3回（4月・7月・1月発行）、市内全戸配布 | |
| ▶ ホームページの充実 | |
| 内容の充実と速やかな情報の発信，事業・財務状況等の掲載 | |
| ▶ フェイスブックの更新 | |
| ▶ 社協マスコット「すずちゃん」の活用 | |
| ▶ マスメディア等の活用 | |

《地域福祉活動推進部門》

1. 地域共生社会の実現に向けた活動の推進

住民同士が支え合い、安心して暮らせる地域をつくるため、地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、各関係機関、施設、団体等と連携し、地域の福祉活動推進に取り組む。

- ①地区社会福祉協議会長連絡会の開催（年1回以上）
- ②地区社会福祉協議会研修会の実施（年1回）
- ③地区社会福祉協議会活動の支援
- ④第2層協議体（地区社協）の生活支援等サービス体制整備の支援
- ⑤関係者協働による「見守りマップ」の拡充と「地域支え合いマップ」の作成、地域生活課題の把握、課題解決に向けた取り組みの強化
- ⑥見守りネットワーク活動の推進

- ⑦支援関係機関との連携強化
- ⑧市内の社会福祉法人との連携強化

2. ボランティアセンター機能の強化

一人でも多くの住民がボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンター機能の充実を図り、各種事業を展開する。

- ①ボランティアコーディネート機能の強化
- ②ボランティア（個人・団体）の登録、相談支援、需給調整及び情報提供の充実・強化
- ③各種ボランティア団体との連絡調整や活動支援
- ④ボランティアセンター運営委員会の開催
- ⑤ボランティア講座の開催
 - ▶ ボランティア養成講座・学習会の開催
 - ▶ 災害ボランティアセミナーの開催
- ⑥児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校（市内全校）との連携及び支援
 - ▶ 県社協指定校… 0校
 - ▶ 市社協指定校… 12校（市内小・中・高校）
 - ▶ 協力校連絡会の開催（年1回）
- ⑦中・高生1日サマーボランティア体験の実施（市内福祉施設）
- ⑧ジュニアボランティア体験事業の実施（1地区）
- ⑨能登北部地域ボランティア連絡会との連携
 - ▶ 能登北部地域ボランティア研修会への参加
- ⑩ボランティア貸出機材の充実
（プロジェクター・レクリエーショングッズ・疑似体験グッズ等）
- ⑪「広報すず」「社協だより」朗読テープ・CDの貸出
- ⑫出前講座（高齢者疑似体験等）の実施
- ⑬ボランティア活動保険（基本・天災）・行事用保険の周知

3. 民生・児童委員、主任児童委員活動の支援

- ①民生・児童委員、主任児童委員との連絡調整、研修や活動の支援
- ②地域福祉推進員の活動支援

4. 児童福祉の充実

- ①青年福祉員活動の支援
- ②児童・生徒の福祉の心を高めるボランティア活動の啓発

5. 老人福祉の充実

- ①珠洲市老人クラブ連合会活動の支援
- ②健康づくり・介護予防活動の推進

6. 障がい者（児）福祉の充実

- ①珠洲市身体障害者福祉協議会活動の支援
- ②障がい者の社会参加促進への支援
- ③在宅重度障がい者（児）への支援

7. 共同募金委員会への協力

関係機関と連携し、募金活動のPRに努め、募金への理解を求める。

「戸別募金」「学校・職域募金」「街頭募金」への協力

- ①赤い羽根共同募金 10月1日から12月31日に協力
- ②歳末たすけあい募金 12月1日から12月31日に協力
- ③広報紙 年1回（10月発行）、市内全戸配布
- ④小学1年生児童へ図書への贈呈
- ⑤保育所への絵本等贈呈（3ヶ所）
- ⑥各種団体に対する周知及び助成

8. 紙おむつ購入助成券交付事業

- ①常時紙おむつを使用されている要介護認定者（介護1～5）・障がい者（児）を対象に交付
- ②乳幼児を対象とした紙おむつ購入助成券の交付

9. 車いす等の無料貸出事業

在宅の日常生活で、車いすを利用しなければならない方へ短期間無償での貸出

10. 家族介護者交流事業

- ①家族介護者の会（にこにこ会）活動の支援
- ②在宅で介護されている家族の方のリフレッシュ事業（日帰り旅行等）

11. 車いす移送サービス事業

要介護認定3・4・5、身体障がい者1・2級（体幹又は下肢機能障がい）の方、又は疾病、その他の理由により車いす等を利用しなければ移動が極めて困難な方への移送サービスの実施

12. 福祉バス運行事業

- ①各種福祉団体の活動支援
- ②各種福祉団体会員の社会参加促進支援

13. 災害援護事業

火災・天災により居住する住居が全焼・全壊、半焼・半壊した場合の見舞金

14. ふれあいサロン事業

地域の住民同士が日常的に気軽に交流できる様々な機会を増やし、地域内で孤立・孤独感の解消のためのサロン開設・運営を支援

- ①いきいきサロン（単位老人クラブを運営主体とし年6回以上開設）
- ②ふれあいサロン（事業所・個人宅で常時開設する立ち寄り型）
- ③認知症カフェ：オレンジカフェ（オレンジサポートクラブ）

15. 各種団体への支援

- ①珠洲市赤十字奉仕団
- ②珠洲市遺族会連合会

《相談支援・権利擁護部門》

1. ふれあい福祉相談事業

- ①無料法律相談（電話相談可）
日時：毎月第3金曜日 午後1時30分から午後4時 ※予約制
- ②心配ごと相談（電話相談可）
日時：毎月2日・12日・22日午前9時から午後0時
- ③介護相談
日時：毎日午前9時から午後5時

2. 福祉サービス利用支援事業

高齢者や障がいのある方で判断能力が不十分な方に対する、福祉サービスの利用や日常的金銭管理等の相談支援

3. 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯を対象とする資金の貸付と相談支援

- ①総合支援資金：生活再建に必要な生活費用
- ②福祉資金：技能習得・住宅改修等に必要な経費
生計維持に必要な緊急の費用
- ③教育支援資金：高等学校、大学等に就学するのに必要な経費

4. 短期小口たすけあい資金貸付事業

要援護者等に対する緊急貸付

5. 苦情相談事業

福祉サービス利用者からの苦情相談に対する円滑な解決の実施

6. 高齢者総合相談事業

高齢者からの相談に対する速やかな対応と福祉サービス調整の実施

(健康増進センター内)

《介護・生活支援サービス部門》

訪問介護1ヶ所、訪問入浴1ヶ所、通所介護3ヶ所、居宅介護支援事業1ヶ所においてサービスを提供

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業

訪問介護員が自宅に訪問し、排泄・入浴・食事介助等の身体介護と、調理や掃除等の生活援助サービスを提供

2. 訪問入浴事業

看護職員と介護職員が入浴車で自宅に訪問し、入浴サービスを提供

3. 通所介護（デイサービスセンター）事業

デイサービスセンターで、運動機能訓練、口腔ケア、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活向上のためのサービスを提供

波の花デイサービスセンター（大谷町） 利用定員34名

波の花デイサービスセンターサテライト（若山町上黒丸） 利用定員18名

みさきデイサービスセンター（三崎町宇治） 利用定員36名

4. 居宅介護支援事業

介護支援専門員が利用者の現状に合わせて、ケアプランを作成し、適切な介護サービスの利用と在宅生活を支援

5. 地域生活支援事業

視覚障がい者に対するホームヘルパーの移動支援

6. 配食サービス事業

日常生活を営む上で支障のある高齢者のみの世帯に昼の弁当を配達
波の花・みさきデイサービスセンターの2か所で提供

7. 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

▶ 訪問型サービス（介護予防訪問型サービス・あんしんヘルプサービス）

訪問介護員が自宅に訪問し、調理や掃除等の生活援助サービスを提供

▶ 通所型サービス（介護予防通所型サービス・あんしんデイサービス）

3ヶ所のデイサービスセンターで、運動機能訓練、口腔ケア、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活向上のためのサービスを提供

②介護予防普及啓発事業（ばわふる）

デイサービス等を利用していない高齢者を対象として、より多くの高齢者の方々に健康寿命の延伸と介護予防のためのサービスを提供

③介護予防普及啓発事業（介護予防講座）

要介護状態になることを予防するため、筋力向上・認知症や閉じこもり予防など、住民主体の通いの場等で出前講座として提供

8. 介護保険適用外サービスの検討

新たなサービスの実施・整備について